

福岡県環境総合ビジョン

(第五次福岡県環境総合基本計画)

【素案】

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 1 |
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 5 |
| 3 計画の役割 | 5 |
| 4 計画期間 | 5 |
| 5 計画の構成 | 6 |
| 第2章 福岡県の環境の将来像 | 8 |
| 第3章 施策の展開方向 | 10 |
| 1 脱炭素社会への移行 | 10 |
| 2 循環型社会の推進 | 16 |
| 3 自然共生社会の推進 | 21 |
| 4 健康で快適に暮らせる生活環境の推進 | 26 |
| 5 国際環境協力の推進 | 31 |
| 6 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進 | 33 |
| 7 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり | 38 |
| 第4章 推進体制・進行管理 | 43 |

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本県では、「豊かな環境が支える県民幸福度日本一」を目指す「福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画）」を平成29（2017）年度に策定（計画期間：平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）し、これまで各種施策を推進してきました。

《第四次計画の成果を記載》

後日追加

一方で、国内外では、後述のような様々な状況の変化が生じていることから、これまでの成果を踏まえつつ、このような状況の変化に的確に対応するため、現在の福岡県第四次計画を前倒して見直し、福岡県総合計画（令和4（2022）年度からの5年間）と計画期間を合わせ令和4（2022）年度からとする新たな福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）を策定することとしました。

なお、本計画は、第四次計画に引き続き、SDGsの考え方を活かして策定します。

SDGs（Sustainable Development Goals；持続可能な開発目標）

平成27（2015）年9月に国連サミットにおいて採択された、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、「気候変動への具体的な対策」など17のゴールと169のターゲットが示されています。



注）SDGsと本計画の関連については、「《参考：SDGsと本計画の関連について》」（7頁）を参照。

近年の環境問題を取り巻く状況

地球温暖化問題

今後も、各項目に大きな動きがあれば内容を更新します。

平成27（2015）年にパリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、令和2（2020）年以降の国際的な枠組みとして、平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をすることを世界共通目標とした「パリ協定」が採択されました。

これを受け、我が国では、平成28（2016）年5月に、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減し、2050年までに80%削減することを目指す「地球温暖化対策計画」が策定されました。

また、平成30（2018）年6月には、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めるため、「気候変動適応法」が制定・公布され、同年11月には、同法に基づく「気候変動適応計画」が策定されました。

その後、令和元（2019）年6月には、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会の実現を目指すとする「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。

そして、令和2（2020）年10月、菅内閣総理大臣は、所信表明演説において、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。

プラスチック問題

プラスチックは、その機能の高度化を通じて食品ロス削減やエネルギー効率の改善等に寄与してきました。

一方で、不適正な処理により、陸上から海洋へのプラスチックごみの流出が世界全体で年間数百万トンを超えると推計され、地球規模での環境汚染が懸念されています。

我が国では、プラスチックの適正処理や3Rを推進し、陸上から海洋へ流出するプラスチックの抑制を図ってきましたが、一方でワンウェイの容器包装廃棄量（一人当たり）が世界で二番目に多いと言われており、アジア各国によるプラスチックごみの輸入規制が拡大していることなどを踏まえ、これまで以上にプラスチックの国内資源循環を推進することが求められています。

このような課題に対応すべく、政府は、令和元（2019）年5月に、「3R+Renewable」を基本原則とし、ワンウェイプラスチック等の使用削減、プラスチックごみのポイ捨て・不法投棄撲滅、バイオプラスチックの実用性向上などを総合的に推進することを掲げた「プラスチック資源循環

戦略」を策定し、その象徴的な取組みとして、令和2（2020）年7月から「レジ袋の有料化」を開始しました。

食品ロス問題

我が国の食品ロスは、平成29年度の推計で年間612万トンにも上り、世界全体の食糧援助量の約1.6倍に相当するとされています。このうち、約半分の328万トンは食品関連事業者、残る284万トンは家庭からのものであり、食品ロスの削減のためには、食品関連事業者の取組の推進と消費者の意識改革の両方について取り組む必要があります。

このような中、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減に関する法律」が令和元（2019）年5月に成立し、同年10月に施行されました。

生物多様性の悪化

令和元（2020）年に、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）が、人為的な自然環境の改変や侵略的外来種の増加等により、世界の動物と植物の種群のうち平均約25%、約100万種が絶滅の危機に瀕していると公表しました。

また、令和2（2020）年9月に、国連の生物多様性事務局が、生物多様性保全のために2020年までに各国が取り組む20の項目を掲げた『愛知目標』が、いずれも完全には達成できなかったとする報告書を公表しました。

いずれの報告においても、生物多様性の保全・再生に加え、気候変動対策、産業や食料の生産・消費様式の変革など、様々な分野の行動を連携させていく必要があるとしています。

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、こうした状況を踏まえ、次の国際的目標（ポスト2020生物多様性枠組）について議論されます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による示唆

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの動物から人に感染する「人獣共通感染症」は、近年増加傾向にあります。その背景には、人類による環境破壊があると考えられており、人類の開発領域の拡大により野生動物の住む環境を劣化させ、野生動物との接触機会が増加することで感染リスクを高める、と指摘されています。

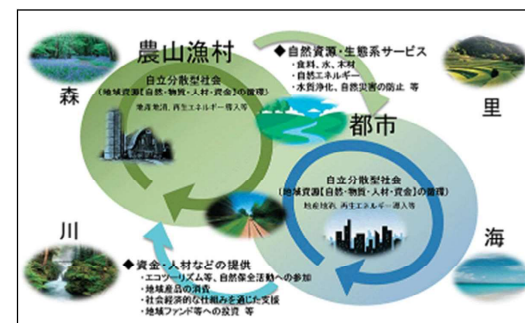
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、人と動物の健康、そして環境の保全は密接に関連し合う一体のものである、というワンヘルス（One Health）の理念がますます重要視されています。

また、コロナ禍からの復興に当たっては、停滞する経済や社会を、単に「コロナ前」の状況に戻すのではなく、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、持続可能な未来を目指す「グリーン・リカバリー（緑の復興）」という考え方が世界的に注目されています。

第五次環境基本計画の策定

平成30（2018）年4月、様々な国際・国内情勢に的確に対応するため、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化することで、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげることを目指した「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。

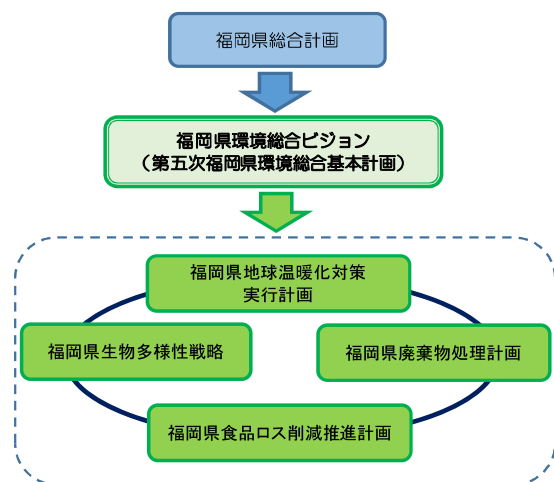
同計画では、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し合う「地域循環共生圏」という考え方が示されました。



（環境省資料）

2 計画の位置付け

福岡県総合計画を踏まえるとともに、環境総合ビジョンの部門計画である福岡県地球温暖化対策実行計画、福岡県生物多様性戦略、福岡県廃棄物処理計画、福岡県食品ロス削減推進計画とも整合させて、福岡県の環境の将来像を具体化するものです。



3 計画の役割

- 県において**持続可能な社会を目指すための**環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱
- 県民・事業者・行政など、全ての主体が環境について考え行動する際の指針

4 計画期間

- 計画期間は、令和4（2022）年度からの5年間です。
昨今の環境行政のニーズや課題の変化を速やかに反映させて実効性を確保するため、5年間の計画とします。
- ただし、環境の状況変化、国内外の環境政策の動向などを踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行います。

5 計画の構成

福岡県総合計画を踏まえて、環境の視点から、前計画に引き続いて7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿、現状と課題、施策の方向、目標・指標を示します。

1 脱炭素社会への移行

- ① 温室効果ガスの排出削減と吸収源対策（緩和策）
- ② 気候変動の影響と適応（適応策）

2 循環型社会の推進

- ① 資源の消費抑制
- ② 資源循環利用の推進
- ③ 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

3 自然共生社会の推進

- ① 生物多様性の保全と自然再生の推進
- ② 生物多様性の持続可能な利用

4 健康で快適に暮らせる生活環境の形成

- ① 統合的な対策
- ② 大気環境の保全
- ③ 水環境の保全
- ④ 土壌環境の保全
- ⑤ 化学物質等による環境・健康影響対策
- ⑥ その他の生活環境の保全

5 国際環境協力の推進

- ① 環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
- ② 民間国際環境協力の促進

6 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- ① 経済・社会のグリーン化の推進
- ② グリーンイノベーションの推進

7 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

- ① 地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- ② 環境を考えて行動する人づくりの推進

【参考】SDGsと福岡県環境総合ビジョンの関連について

SDGsは、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について設定されている国際社会共通の目標です。人間が持続可能な経済活動や社会活動を営む前提として、地球環境が健全である必要がありますが、人間活動に伴う地球環境の悪化はますます深刻化しています。本計画では様々な環境問題に対応するための施策を取りまとめているのですが、それぞれの施策はSDGsの複数のゴールと関連があります。

その関連性については、「第3章 施策の展開」の「重点的に推進するプロジェクト」において「SDGsゴール・ターゲット関連図」によって示しています。この関連図は、重点的に推進するプロジェクトが直接的に目指すSDGsの各ゴール及びターゲットとその他の関連が深いゴール及びターゲットがどのように効果を与えているのかを表しています。（例：「未来の地球を守るバイ！」（ 頁）事業を実施することにより、省エネ・省資源の気候変動対策（SDGsゴール13）が進むとともに、天然資源の持続可能な利用（SDGsターゲット12.2）を推進することになります。）

後日更新

SDGsのゴール・ターゲットは相互に関連しており、統合して解決していくことが必要です。本計画の各施策を進めるに当たって、直接に関係のある課題解決を図るのみならず、SDGsの関連する複数のゴール・ターゲットを意識することにより、複数の課題の同時解決につながることを「SDGsゴール・ターゲット関連図」は示しています。

巻末には、本計画の各柱の施策の方向が、SDGsのどのゴールと関係しているのか、また、福岡県総合計画との関係性も一覧表で示しています。（「参考資料1 福岡県環境総合ビジョンと福岡県総合計画（SDGsとの関連）」84～87頁参照）

後日更新



第2章 福岡県の環境の将来像

将来像の上段は、現総合計画の「目指す姿」から引用。総合計画も本計画と同時期に改定するため、今後の総合計画の検討内容を踏まえて後日修正します。

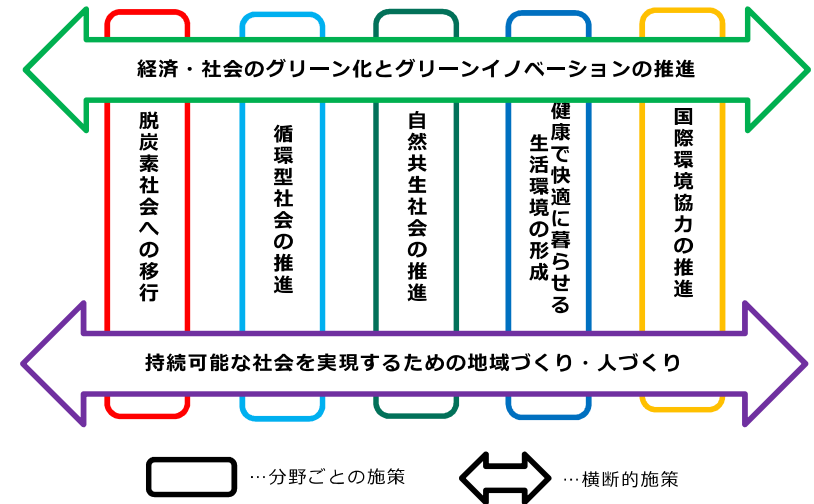
豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県
～経済と環境の好循環を実現する持続可能な社会へ～

環境・経済・社会の3つの側面を調和させつつ、前計画に引き続きSDGsの考え方を活用し、分野横断的に課題に取り組むことにより、**経済と環境の好循環を実現する持続可能な社会の構築**を目指します。

このような社会を実現し、県民一人ひとりが物質的にも精神的にも幸福を実感できる福岡県を次世代に引き継いでいくことを目指して、環境の視点から、7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿を示します。

なお、7つの柱は相互に関連しており、全体として持続可能な社会を目指すものです。

【7つの柱のイメージ】



【7つの柱の目指す姿】

1 脱炭素社会への移行

- 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力などの再生可能エネルギーや**水素エネルギー**が活用され、森林の適正管理が進むなど、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策（緩和策）が進んだ社会。

- 集中豪雨などの自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及などの対策（適応策）が進み、気候変動の影響による被害を回避・軽減し、迅速に回復できる社会。

2 循環型社会の推進

- 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。
- 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

3 自然共生社会の推進

- 県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と自然が調和・共存することにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全されるなど、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。

4 健康で快適に暮らせる生活環境の形成

- きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境などが守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- 個性豊かで、誇りを持って次の世代に継承することができる美しいまち並みと景観の保全が進んだ社会。

5 国際環境協力の推進

- アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。
- NPO や事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

6 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進

- 事業者が環境配慮型商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人ひとりが、環境に配慮した商品を日常的に使用している経済・社会のグリーン化が進んだ社会。
- 環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革などグリーンイノベーションが進んだ社会。

7 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

- 県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。
- 個々に行われていた環境教育、環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組みのネットワークが拡大した社会。

第3章 施策の展開方向

1 脱炭素社会への移行



目指す姿

- 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力などの再生可能エネルギーや水素エネルギーが活用され、森林の適正管理が進むなど、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策（緩和策）が進んだ社会。
- 集中豪雨などの自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及などの対策（適応策）が進み、気候変動の影響による被害を回避・軽減し、迅速に回復できる社会。

現状・課題

- 私たち人間の活動によって排出される温室効果ガスの増加により、地球温暖化が引き起こされ、世界の平均地上気温は1880～2012年の間に0.85℃上昇しています。
- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書では、現在と比較して厳しい地球温暖化対策がなされない場合、21世紀末に地上気温は2.6～4.8℃上昇し、現在よりも厳しい地球温暖化対策がなされた場合でも0.3～1.7℃の上昇は避けられないとされています。
- 地球温暖化による気候変動は、真夏日・熱帯夜の増加、集中豪雨・ゲリラ豪雨の多発、農作物の不作や感染症の増加など、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与えます。
- 平成27（2015）年にパリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、2020年以降の新たな国際的な枠組みであるパリ協定が採択され（翌年11月発効）、平均気温上昇を産業革命以前に比べ、2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする世界共通の長期目標が設定されました。
- 我が国では、平成28（2016）年5月、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減し、2050年までに80%削減することを目指す「地球温暖化対策計画」が策定され、令和元（2019）年6月には、今

世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会の実現を目指すとする「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。

また、平成30(2018)年6月には、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めるため、「気候変動適応法」が制定・公布され、同年11月、同法に基づく「気候変動適応計画」が策定されました。

そして、令和2(2020)年10月、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

- 県では、平成29(2017)年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和元(2019)年8月には、同計画を気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置付け、県民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んできました。

そして、令和3年度末には、国の地球温暖化対策計画の改定内容などを踏まえ、脱炭素社会の実現を目指す、新たな「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定します。

≪福岡県の温室効果ガス排出量の推移(グラフ)及び説明≫

≪福岡県の二酸化炭素排出量の部門別推移(表・グラフ)及び説明≫

≪福岡県内の再生可能エネルギー導入状況(表)及び説明≫

- 二酸化炭素を排出する化石燃料という天然資源の消費の抑制は、「天然資源の消費の抑制を図り、もって、環境負荷の低減を図る」循環型社会の推進にもつながります。

施策の方向

【温室効果ガスの排出削減に関する対策(緩和策)】

家庭における取組み

- 家庭において電気・ガス・水道の使用量削減などに取り組む「エコファミリー」を募集し、その活動を支援する「エコファミリー応援事業」などを推進し、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を進めます。また、一定の省エネルギー基準などを満たす長期優良住宅の普及促進や省エネルギー性能に優れた機器等に関する情報提供など、住まいにおける効率的なエネルギー利用の推進に向けた施策にも取り組みます。

事業所における取組み

- 省エネルギー設備やコージェネレーションシステムの情報提供、中小企業における導入等を支援する低利融資を行い、省エネルギー型ビジネススタイルへの転換を図ります。また、省エネに関する各種講座を開催し、省エネに取り組む人材の育成・体制の構築を支援します。

農林水産業における取組み

- 木質バイオマスボイラーなど再生可能エネルギーの活用や、省エネ型の設備の導入、輸送にかかるエネルギーの削減など環境負荷低減に寄与する県産農林水産物の地産地消などの取組みを進めます。

運輸における取組み

- エコドライブの普及啓発やFCV(燃料電池自動車)、EV(電気自動車)、PHV(プラグ・イン・ハイブリッド車)などの普及促進、公共交通の利用促進、**自転車の活用推進**、道路の改良や交差点の立体化・踏切の改良などによる交通渋滞の解消・緩和の促進、物流の効率化のための港湾整備による自動車から船舶への貨物輸送の転換の促進などの取組みを進めます。

公共施設における取組み

- 県有施設をはじめ公共施設における再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムの率先導入、省エネ診断の積極的な活用、ESCO事業の普及を促進します。

脱炭素型の都市・地域づくりの推進

- 多様な都市機能(居住、商業、業務、文化、福祉、行政等)が集積し、多くの人々が公共交通等により到達可能な拠点と公共交通軸による持続可能な都市づくりを通じて、都市が環境に与える負荷の低減を図ります。

二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進

- 住民・事業者によるごみの分別を徹底し、メタン、一酸化二窒素の排出抑制、フロン類の管理の適正化やノンフロン製品の普及啓発によるフロン類の排出抑制、さらに、下水道施設から発生するメタンの有効利用を推進します。

再生可能エネルギー等の導入促進

- 県内の再生可能エネルギー適地情報を検索できるシステムの提供や再生可能エネルギー導入等を検討している企業等への専門家派遣など、再生可能エネルギー導入のための環境整備を行います。
- **地域の特性を活かした再生可能エネルギーを導入する市町村等**に対する支援を行い、**エネルギー利用モデルを構築**します。
- 洋上風力発電など**地域の特性を活かした多様なエネルギーの導入を促進**します。

水素エネルギー利活用の推進

- オールジャパンの産学官が一体となった「福岡水素エネルギー戦略会議」を中核として、水素製造、輸送・貯蔵から利用まで一貫した研究開発、水素に関する幅広い知識と技術を有する人材の育成、水素・燃料電池の普及拡大、再生可能エネルギー由来水素の利活用など、水素エネルギー社会実現のための取組みを推進します。

- 産学官一体となって設立した「ふくおか FCV クラブ」を核に、FCV の普及と水素ステーションの整備を一体的に推進します。

温暖化対策に資する取組みの促進

- 県民や事業者によるプラスチックごみ削減の取組みの促進や食品ロス削減の取組みの推進により、ごみの減量化を図ります。
- 地球温暖化問題などを解説した教材（環境教育副読本、地球温暖化対策ワークブック等）の配布や、楽しみながら自主的に環境学習・保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援し、環境教育の充実を図ります。
- アジア諸地域において、メタン発生の抑制効果がある福岡方式廃棄物処分場の普及拡大への支援を行います。

【温室効果ガスの吸収源に関する対策（緩和策）】

森林の適正管理

- 森林の持つ公益的機能の持続的発揮を図るため、間伐などの森林整備を推進するとともに、県民参加による森林づくり活動への支援や林業の担い手の育成を図ります。

まちの緑の創造

- 県有施設における緑化や、都市公園の整備において、緑地の適切な保全及び緑地空間の創出を行うなど、地域緑化を推進します。

二酸化炭素固定化のための県産材の長期的利用

- 公共建築物等の木造・木質化や住宅・店舗等の民間施設における木材利用を促進するとともに、広く県民に木材の良さや木材を利用する意義の普及啓発に努めます。

農地土壌炭素吸収源対策

- たい肥等の有機物を投入した土づくりを推進することにより、農地土壌による炭素貯留を促進し、二酸化炭素の排出抑制に寄与します。

【気候変動の影響への適応（適応策）】

気候変動適応センターによる情報発信

- 県保健環境研究所内に設置した「福岡県気候変動適応センター」において、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析し、市町村、事業者、県民に分かりやすく提供します。

関係行政機関との情報交換・連携の強化

- 九州・沖縄地域適応コンソーシアムを通じて、関係自治体や国等との連携を強化し、適応策に取り組みます。

農林水産業に関する対策

- 気候に左右されにくい耐候性ハウスによる施設栽培の導入、温暖化に対応した品種の開発や栽培技術等の情報提供を行います。
- シカ防護柵等の整備による鳥獣害防止や、松くい虫などの森林病害虫の防除により、健全な森林の造成・保全を図ります。
- 海域の環境の変化について情報収集・解析を行い、漁業被害の防止と軽減を行うとともに、海水温や赤潮情報等の定期モニタリング結果を県ホームページで公表し、漁業者へ注意を促します。

水資源に関する対策

- 水の貴重さや水資源開発の重要性への理解、節水への意識を高めるための普及啓発、水洗トイレや散水などへの雨水の利用の普及啓発を行います。

生態系に関する対策

- 自然の機能や恵みをより積極的に取り入れることで、環境の価値を用いた地域経済の振興や防災・減災に貢献し、自然と人のつながりを強化するという「グリーンインフラストラクチャー」の取組みについて、県の様々な施策への導入の検討を行い、県民に対して広く啓発を行います。
- 生物多様性の現状や変化の状況を把握するためのモニタリング地点を選定するとともに、調査体制の整備や情報の共有化等に努めます。

自然災害に関する対策

- 災害時に、市町村が住民に必要な避難情報等を伝達するための情報基盤を整備するとともに、市町村が実施する伝達手段の多重化について助言等の支援を行います。
- 県民の生命と財産を守るため、治水、治山、砂防、道路防災などの自然災害対策を推進し、災害に強い県土づくりを進めます。そのため、土砂災害の防止・軽減のための砂防施設等の整備や、市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成支援、森林の山地防災力の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を推進します。また、大雨による洪水や高潮の被害防止・軽減のため、河道や堤防等を整備するとともに、市町村が行う洪水ハザードマップ・高潮ハザードマップ等の作成を支援します。さらに、交通施設や通信、電気・ガスの供給などの公共インフラが災害に強いものとなるように取り組みます。
- 住民一人ひとりが防災知識の習得や非常用品等の準備、点検などの手段を自ら講じるとともに、地域の防災活動に参加するなどの住民の防災意識の向上に、県及び市町村が連携して取り組みます。

健康に関する対策

- 熱中症予防のための普及啓発や、デング熱等蚊媒介感染症の予防・まん延防止対策に取り組むとともに、光化学オキシダント等の濃度上昇時においては、基準に応じて注意報等を発令し、速やかに県民へ注意喚起を行うなど、地球温暖化との関連性が指摘されている健康対策に取り組めます。

重点的に推進するプロジェクト

後日追加

2 循環型社会の推進



目指す姿

- 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。
- 環境に負荷をかけず、かつ有用性の高い先進的なリサイクルが行われている社会。
- バイオマス等の再生可能な資源が活用され、二酸化炭素の排出量が減少するとともに、天然資源の消費量が減少している社会。
- 技術開発の進展等により、県内の資源循環関連産業が活性化している社会。
- 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

現状・課題

〈国内における物質フロー図とその説明〉

〈福岡県の一般廃棄物の総排出量、1人1日当たり排出量及び人口の推移（グラフ）とその説明〉

〈福岡県の一般廃棄物の総資源化量及び再生利用率の推移（グラフ）とその説明〉

〈福岡県の一般廃棄物の資源化量、減量化量及び最終処分量（グラフ）とその説明〉

〈福岡県の産業廃棄物の発生量、有償物量及び排出量の推移（グラフ）とその説明〉

〈福岡県の産業廃棄物の減量化の推移（表）とその説明〉

〈福岡県の産業廃棄物の資源化量、減量化量及び最終処分量（グラフ）とその説明〉

〈福岡県における産業廃棄物不法投棄等不適正処理の推移及び改善状況（グラフ）とその説明〉

- 不法投棄を始めとする産業廃棄物の不適正処理は、大規模な事案は減少傾向にあるものの、依然として発生していることから、住民の処理業者等への不信任や生活環境への支障に対する不安の声が多くあります。処理業者や排出事業者による撤去等の改善が進められていますが、今後も不法投棄の防止を始めとする産業廃棄物の適正処理に向けた施策を推進することが必要です。
- プラスチックに係る問題として、近年は特に、海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されており、資源循環の促進や適正処理の推進が求められています。
- PCB廃棄物については、法律に定める期限までに適切に処理されることが必要です。
- 本県では、平成29(2017)年の「平成29年7月九州北部豪雨」の発生以降、4年続けて災害が発生しており、災害の度に多量の災害廃棄物が発生していることから、引き続き市町村や関係団体等との連携を図り、災害廃棄物処理体制の整備を一層進めることが必要です。

施策の方向

【資源の消費抑制】

持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進

- 生産活動における省資源化、製品・建造物等の長寿命化等の天然資源の消費抑制・資源循環を考えたものづくりへの転換を、省資源によるコスト削減と環境への配慮の両面から啓発すること等により推進します。
- 県民・事業者による「3R」活動の推進、建設資材・生活関連リサイクル製品の利用促進により、「3R」に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。
- 産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税する産業廃棄物税の収収を、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正処理の推進に関する施策に活用していきます。
- 製造・流通・小売・消費の各段階で発生する食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）を削減するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定し、事業者・県民の意識啓発、フードバンク活動の普及促進、**福岡県食品ロス削減県民運動協力店（愛称：食べもの余らせん隊）の登録促進に取り組めます。**
- 令和2(2020)年7月に策定した「**ふくおかプラスチック資源循環憲章**」に定めた「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」、「バイオプラスチック等の代替

品の適切な利用促進」などを**中心に**、プラスチック資源循環の促進に取り組めます。

- 本県と関係団体で構成する福岡県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、**研修会等を実施し、農業用廃プラスチックの適正処理を推進しています。**また、**排出量を削減するため、生分解性マルチシート等の導入を推進します。**

【資源循環利用の推進】

各種リサイクル法に基づく取組みの推進

- 容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電の各種リサイクル法に基づく取組みの徹底により3Rを推進していきます。

リサイクル製品の利用促進

- 建設資材を対象とした福岡県リサイクル製品認定制度の運用等により、公共事業を始めとして広くリサイクル製品の利用促進を図ります。
- 県内で製造された生活関連用品を対象とした福岡県産リサイクル製品（愛称：ふくくる）認定制度の運用等により、県での率先利用のほか、市町村、事業者、関係団体、県民等に対する積極的な広報を行い、利用促進を図ります。

資源循環型まちづくりの推進

- 県内全域で、地域の規模や資源の特性に応じた様々な地域循環圏の形成を目指し、地域から発生する未利用資源を地域において資源として活用する資源循環型のまちづくりを支援します。

各種バイオマスの利用促進

- 木質バイオマスのマテリアル利用やエネルギーとしての活用を推進します。
- 流域下水道における下水汚泥について、固形燃料化や緑農地利用、建設資材化などバイオマス資源としての特性を生かした有効利用を促進します。
- 廃棄物由来のエネルギー・熱回収について、中小企業への低利融資などにより推進していきます。

福岡県リサイクル総合研究事業化センター

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいて、廃棄物の特性に応じて、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発を推進します。
- **福岡県リサイクル総合研究事業化センターの研究成果を活用して、特に北九州市及び大牟田市のエコタウンにおいて、それぞれの地域の持つポテンシャルを活かしながら、環境・リサイクル産業の積極的な集積促進を図ります。**

【廃棄物の適正処理による環境負荷の低減】

一般廃棄物の適正処理の推進

- 市町村等による処理施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜、立入検査を行うほか、施設の排ガス、排水の検査等の定期的な報告を求め、実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行います。
- 一般廃棄物処理に携わる職員の新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザなどの感染症（**新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に定める感染症**）の感染防止対策の徹底や事業継続の確保に関し、市町村や関係団体へ周知を行います。
また、家庭でのごみの捨て方について、県ホームページや市町村を通じ、住民や関係事業者に注意を呼びかけます。

海洋プラスチック等の海岸漂着物に関する対策

- 福岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、海岸環境の保全についての普及啓発や海岸漂着物の回収（関係自治体や各団体等と連携した海岸清掃活動、海岸管理者等による回収・処理）などに取り組みます。
また、令和元（2019）年度に立ち上げた、県と海岸を有する全ての市町で構成する「海岸漂着物対策推進連絡会議」において、海岸漂着物の回収に係る課題や対策について協議を行うなど、県と市町と連携し、海岸環境保全に取り組みます。

産業廃棄物の適正処理の確保

- 産業廃棄物については、排出抑制及び資源化・減量化を促進するため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への働きかけを強化します。
また、産業廃棄物の処理に係る全ての事業者の各段階で適正処理が進められるよう指導を強化し、不適正処理が疑われる場合には、早い段階での対応を図ります。
- 産業廃棄物の不適正処理の「早期発見・早期対応」を図るため、県内の安定型最終処分場の掘削調査を行い、**必要な指導を実施します。**
- 指導が累積している産業廃棄物処理業者等に対し、本庁及び保健福祉環境事務所が合同で立入検査を実施するなど監視指導の強化に努めています。
また、産業廃棄物処理業者に関する情報を一元的に管理するシステムや赤外線カメラ搭載ドローンの活用、ウェアラブルカメラや遠隔操作監視カメラの導入による効率的・効果的な監視指導を行います。
- 産業廃棄物の処理施設については、**福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例**に基づき周辺住民との紛争の予防を図ります。
また、処理業の許可については、廃棄物処理法に基づき厳正に審査を行うとともに、指導・監督を徹底していきます。

- PCB 廃棄物・使用製品については、国や関係団体等との緊密な連携により、事業者に対する働きかけを行い、**確実な**処理の推進を図ります。

廃棄物の不適正処理の防止

- 廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、休日・夜間パトロールやヘリコプターを使用した空からのパトロールを実施するとともに、不法投棄場所を電子地図にマッピングし、不法投棄情報を蓄積・分析・共有する「福岡県不法投棄マッピングシステム」を活用し、効果的な監視ルートの設定や未然防止に取り組みます。

災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成

- 災害の規模・状況に応じた確に対応し、災害廃棄物の迅速かつ適切な広域処理を確保するため、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制の整備を進めるとともに、関係者間の連携の強化や人材育成に努めます。

重点的に推進するプロジェクト

後日追加

本項目については、庁内各課に照会し、現計画から一部内容を更新していますが、本計画と同時期に改定する「生物多様性戦略」の内容を踏まえる必要があります。今後の同戦略の検討状況を踏まえて、内容を更新する予定です。

3 自然共生社会の推進



目指す姿

- 県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と自然が調和・共存することにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全されるなど、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。
- 地域の自然や生きものに関心を持つ人々が増え、また、自然資本から得られる生物多様性の恵みが重要な地域資源として見直され、人々の郷土愛を育てている社会。

現状・課題

- 生物多様性は、私たちの暮らしに不可欠な水や食料をはじめ、心の潤いや精神的な充足、多様な文化など、様々な恵みをもたらすものとともに、**自然災害の防止や軽減にも寄与しています。**自然環境や生物多様性を保全することは、人間と自然の共生が確保されるとともに、地球温暖化による気候変動の影響への適応にもつながり、持続可能な社会を実現する上で極めて重要です。
- 国においては、「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定（平成24（2012）年9月）しており、本県においても、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、福岡県生物多様性戦略を策定（平成25（2013）年3月）し、地域が自立的に生物多様性の保全に取り組むことができる環境整備を実施してきました。また、平成30（2018）年3月には同戦略第2期行動計画を策定し、様々な主体による取組みが県内各地で生まれるよう施策を推進しています。
- 地域の生物多様性の保全等には、地域の社会的・自然的条件に則した取組みが必要であり、生物多様性基本法では、県だけでなく市町村による施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。
- 「生物多様性」という言葉についての認知度は38.1%（平成29年度）であり、依然低い状態となっています。
- 「福岡県レッドデータブック2011及び2014」において絶滅危惧種等として記載されている種数は1,611種に上ります。
また、「福岡県レッドデータブック」では、各絶滅危惧種の危機要因も記載しており、これまでに増加したリスクとして、維管束植物ではシカに

よる食害、鳥類では気候変動や生息地の改変、爬虫類、両生類では水辺環境の変化等を挙げています。

「福岡県レッドデータブック2011及び2014」における種の内訳

| カテゴリー | I | II | III | IV | 計 |
|-------|----|----|-----|----|----|
| 植物群落 | 13 | 28 | 32 | 16 | 89 |

| カテゴリー | 絶滅 | 絶滅危惧 I A 類 | 絶滅危惧 I B 類 | 絶滅危惧 II 類 | 準絶滅危惧 | 情報不足 | その他のカテゴリー | 計 |
|------------|----|---------------|------------|-----------|-------|------|-------------------|-----|
| 植物 (維管束) | 37 | 278 | 131 | 98 | 39 | 21 | 野生絶滅 ₂ | 606 |
| 植物 (その他) | 1 | 絶滅危惧 I 類 8 | | 8 | 12 | 10 | - | 39 |
| 哺乳類 | 4 | 1 | 1 | 6 | 10 | 2 | - | 24 |
| 鳥類 | 2 | 12 | 9 | 25 | 38 | 4 | - | 90 |
| 爬虫類 | - | - | 1 | 2 | 3 | 1 | - | 7 |
| 両生類 | - | 1 | 1 | 5 | 4 | - | - | 11 |
| 魚類 | 1 | 11 | 12 | 12 | 28 | 17 | 野生絶滅 ₁ | 82 |
| 昆虫類 | 6 | 37 | 73 | 119 | 126 | 56 | - | 417 |
| 貝類 | 2 | 23 | 48 | 70 | 90 | 45 | - | 278 |
| 甲殻類 その他 | - | 5 | 7 | 5 | 18 | 10 | - | 45 |
| クモ系類等 | - | - | - | 1 | 5 | 6 | - | 12 |
| 計 | 53 | 1,010 | | 373 | 172 | 3 | 1,611 | |

注 植物群落、植物（維管束）、植物（その他）、哺乳類及び鳥類については、「福岡県レッドデータブック2011」の掲載種数であり、その他の高次分類群については、「福岡県レッドデータブック2014」の掲載種数を掲載

- 県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的とした「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」が制定されました。（令和2（2020）年10月公布、令和3（2021）年5月施行）
- 野生鳥獣は、生物多様性を維持していく中で重要な役割を果たしている一方で、農林水産物や生態系へ深刻な被害を及ぼす種も見られ、総合的な鳥獣の保護及び管理を図る必要があります。
- 外来生物法により政令で指定されている特定外来生物は、156種類（7科、13属、4種群、123種、9交雑種 令和4（2022）年1月15日現在）ですが、そのうち県内でこれまでに生息・生育が確認されたことがあるものは25種類（24種）（令和4（2022）年1月時点）となっており、外来種による被害は生物多様性に対してだけでなく、人の生命・身体や農林水産業に係る被害も懸念されています。
- 地球温暖化等の地球環境の変化は、島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯など環境の変化に対して弱い地域を中心に、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があると考えられています。地球温暖化の進行により、暖地性の生物の分布域が北上しているほか、高標高地に生息・生育する生物の分布域の縮小や絶滅が懸念されています。

- 道路や河川、海岸施設等の社会資本の整備にあたっては、社会面・経済面のみならず環境面も考慮した質の高い公共工事が求められており、生物多様性の保全等への配慮の視点が必要となっています。
- ふくおかエコ農産物認証制度の取組みや環境保全型農業直接支払交付金の活用を一体的に推進した結果、令和2（2020）年度の減農薬・減化学肥料栽培面積は●●haと、前年度から●●ha増加しました。
 ≪減農薬・減化学肥料栽培面積の推移（グラフ）≫
- 水産資源は、持続的な利用が可能な資源であり、その適切な保存・管理は、水産物の安定供給の確保と生物多様性保全の観点からも重要です。
- 県内各地でNPO等の団体が生物多様性に関わる活動を行っていますが、活動資金の不足、人材不足、取組みの継続性などの課題を抱える団体も少なくありません。
- 近年、人と動物の健康、そして環境の保全は密接に関連し合う一体のものであるという「ワンヘルス」の理念が広まってきており、本県におけるワンヘルスの理念に基づく行動・活動を推進するため、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定されました。（令和3（2021）年1月公布・施行）

施策の方向

【生物多様性の保全と自然再生の推進】

重要地域の保全

- 国定公園である英彦山及び犬ヶ岳地区に生育している多くの絶滅危惧植物をシカの食害から保護するため、シカの捕獲等を実施しています。
- 世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」や県内各地の文化財（特に名勝・天然記念物、重要文化的景観）を保護していく上でも重要な生物多様性の保全に関する取組みを推進します。
- 豊かな有明海を復活、再生することを目的に、「有明海の再生に関する福岡県計画」を策定し（平成15（2003）年3月策定、令和2（2021）年9月改訂）、有明海の海域の特性に応じた環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を推進します。

野生生物の適切な保護と管理

- レッドデータブックの定期的な見直しに向けて自然環境調査を実施するとともに、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき指定された種について、保護回復事業や違法捕獲の取締りを実施します。
- 全国で唯一朝倉市黄金川に自生するスイゼンジノリは、古くから郷土の味として親しまれていましたが、近年、生育環境の悪化により絶滅が危惧されたため、朝倉市、地元保全団体、県による「黄金川スイゼンジ

ノリ保全協議会」を設置し、保護の取組みを実施しています。スイゼンジノリや筑後川のエツなど県の特徴ある郷土料理の素材を守ることは、文化の伝承や生物多様性の保全と持続的な利用につながります。

- 野生鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣を保護するための鳥獣保護区を指定するとともに、野生鳥獣による被害対策として、捕獲や防護柵の設置等の被害防止策を総合的に実施しており、捕獲個体について、食肉（ジビエ）等への利活用の推進を図ります。また、鳥獣の保護についての普及啓発のため、野生鳥獣保護モデル校の指定や、愛鳥週間における探鳥会の開催などを実施します。
- 本県における外来種の実態を示した福岡県侵略的外来種リストや、外来種の防除マニュアルを作成し、周知することで、多様な主体による防除を推進します。

地球温暖化対策との連携

- 生物多様性の保全は地球温暖化と密接に関わりがあり、ともに省資源や省エネルギー型の社会への転換が必要となっています。総合的な地球温暖化対策と相互に関連し合いながら、生物多様性の保全を進めていきます。

自然環境の保全によるワンヘルスの取組

- 人と動物の健康、そして環境の保全は密接に関連し合う一体のもので、自然環境の保全に取り組むことにより、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に定められている「ワンヘルス」の理念の実現に貢献します。

環境影響評価制度の適切な運用

- 環境影響評価手続が各事業の実施に当たり適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然の豊かなふれあい」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮が行われるよう、環境影響評価の各段階において、必要に応じ、事業者に対し意見を述べます。

生物多様性に配慮した公共工事の推進

- 公共工事の実施に当たっては、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、計画地周辺の動植物の把握や希少種などの生息・生育環境への影響の回避・低減などの生物多様性への配慮を推進し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。

【生物多様性の持続可能な利用】

生物多様性に配慮した農林水産業の推進

- 水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など森林の有する多面的機能に対して、県民の期待や要望が高まっており、適切な森林整備により、健全な森林づくりを進めていくとともに、公共建築物等における県産木材の積極的利用を推進していきます。

- 農林業における農薬や肥料の適切な使用やバイオマスの活用等は、生物多様性保全への効果も期待されており、今後もこれらの技術の開発・普及に努めます。
- 生物多様性の保全や良好な景観の形成などにとって重要な役割を担う農地を保全するため、水路の泥上げや法面の草刈りなどの活動を支援します。
- 水産物の安定供給の確保と生物多様性保全の観点から、魚礁の設置や藻場の保全、底質環境の改善等により、海や河川の特성에応じた漁場づくりを推進します。また、適切な資源管理と種苗放流による、水産資源の維持・増大や漁場環境に応じた養殖管理の徹底を図っていきます。

里地里山里海の適切な利用と管理

- 農山漁村地域は、日々の食料が生産される場であるだけでなく、県土の保全や水源のかん養、美しい景観や豊かな生態系の保全、郷土料理に代表される文化の伝承など多面的な機能を有しています。これらに対する県民の理解を深めるため、自然との触れ合いの場の提供、地産地消の推進、農林水産業体験、まち（都市部）とむら（農山漁村）の交流を促進します。
- 久山町では、九州大学都市研究センターと共同で持続可能な成果を測る新経済指標「新国富指標」を活用したまちづくりに取り組んでいます。この新指標は、国内総生産では測れない地域の自然や住民の健康などを資本として、金額により客観的に評価するものです。同町では、住民アンケートを基に新国富指標を算出し、住民ニーズの高い事業に重点的に予算配分するなどの取り組みを行っています。
こうした「新国富指標」をまちづくりに活用する動きは、宮若市、中間市、直方市など県内の他の自治体にも広がりつつあります。
県としても森林や農地の適正管理、持続可能な農林水産業への支援などを通じて自然資本の向上に取り組んでいきます。
- 独特の自然景観や文化・伝統、多様な生きものが生息・生育する場、人々に潤いや安らぎを与えてくれる場としての重要性が再認識されている里地里山里海について、将来にわたりその自然資本から得られる生態系サービスを楽しむため、適切な利用及び管理を進めていきます。

重点的に推進するプロジェクト

後日追加

4 健康で快適に暮らせる生活環境の形成



目指す姿

- きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境などが守られ、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- 個性豊かで、誇りを持って次の世代に継承することができる美しいまち並みと景観の保全が進んだ社会。

現状・課題

【大気環境の保全】

≪大気汚染常時監視測定局の環境基準達成状況（表）とその説明≫

≪二酸化窒素濃度の推移（グラフ）とその説明≫

≪浮遊粒子状物質濃度の推移（グラフ）とその説明≫

≪光化学オキシダントの経年変化（グラフ）とその説明≫

≪微小粒子状物質（PM_{2.5}）の経年変化（グラフ）とその説明≫

- 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）に代表される汚染物質の海外からの移流も問題となっており、その対策が喫緊の課題となっています。
- 石綿を含む材料が使用された建築物等が順次耐用年数を迎え、それらの解体工事等が今後全国的に増加することが予測されています。

【水環境の保全】

≪福岡県内の水質（河川、海域、湖沼）の環境基準達成状況の推移（BOD、COD）（グラフ）≫

- 福岡県内の公共用水域全体で見ると、水質は徐々に改善してきているものの、閉鎖性海域や一部の河川では長期間環境基準を達成していません。
- 福岡県内の一部の海域では、栄養塩の著しい減少や底質の悪化による生態系への影響が懸念されており、海域の生態系バランスを考慮した豊かな海域を目指す取組みが求められています。

- 森林の荒廃による水源かん養機能の低下が懸念されています。また、都市化による雨水の地下浸透の阻害等が健全な水循環に影響を与えています。
- 汚水処理をみなし浄化槽（単独浄化槽）やくみ取りにより行っている地域においては、生活排水が公共用水域に流れ込み、水質汚濁の要因の一つとなっていることから、下水道の整備や合併浄化槽への転換等を促進する必要があります。

【土壌環境の保全】

- 福岡県内では、令和元（2019）年度末現在で、土壌汚染対策法に基づく要措置区域はありません。また、形質変更時要届出区域が22件指定されています。
- 土壌は、物質の循環や生態系維持の要として重要な役割を果たしています。その土壌が有害物質により汚染されると、人の健康に影響を及ぼすとともに、農作物の生育阻害等により生活環境に影響を及ぼします。
- 福岡県内では、平成30（2018）年度末現在で水道未普及人口が約27万5千人であり、土壌汚染周辺地区での井戸水飲用によるリスクを低減することが特に重要です。

【化学物質等による環境・健康影響対策】

◀福岡県内のPRTR届出排出量、移動量及び事業所数の推移（グラフ）▶

- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）に基づき、化学物質の排出量、移動量の把握、公表が行われ、これらを通じ事業者による化学物質の適正管理が促進されています。

【その他の生活環境の保全】

- 自動車交通騒音、新幹線鉄道騒音、航空機騒音については、一部で環境基準を達成していません。
- 悪臭については、工場・事業場から発生する悪臭原因物質の濃度を規制することで対応を行ってきましたが、近年では身近なサービス業から発生する悪臭に対する苦情が増加傾向にあり、従来の濃度規制による対応が難しくなっています。そのため、住民の被害感と合致し、複合臭や未規制物質に対応できる臭気指数規制への移行を進めています。

施策の方向

【統合的な対策】

公害対策

- 公害防止計画の策定や環境保全協定の締結等により、統合的な環境保全・公害防止対策を講じるとともに、公害に係る紛争については、福岡県公害審査会を活用し、紛争の解決を図っていきます。
- 低利の融資制度等の財政上の支援制度により県内事業者の環境保全施設・設備の導入を促進します。

都市計画

- 都市内の限られた土地資源を有効に配分し、環境と調和しながら、活力のある社会経済活動の場として機能し、県民が快適で幸せを感じながら、安心して暮らしていくことができる都市計画を進めます。
- 道路・河川などの社会資本の整備に合わせて、美しい景観の保全・形成を推進します。また、市町村における景観のルールづくりを支援します。

【大気環境の保全】

大気環境の常時監視体制の整備

- 県内に常時監視測定局を整備して大気汚染物質の測定を行います。

大気汚染防止対策

- 光化学オキシダント及びPM_{2.5}については、高濃度時に注意報等を発令し、県民に注意を呼びかけるとともに、国と連携して発生メカニズムの解明等に取り組み、最新の知見に基づく正確な情報の普及を推進します。
- 大気汚染については、工場・事業場等の監視指導を徹底するとともに、交通の円滑化、公共交通・自転車の利用促進等の自動車排ガス対策を推進します。
- 大気汚染物質の移流のように国境を越える環境問題を解決するため、国際環境協力を推進し、アジア地域の環境改善に取り組みます。
- 大気汚染防止法に基づく解体現場への立入検査等により、石綿の飛散防止に取り組みます。
- 県の保健環境研究所において、定期的なモニタリング（環境測定）を行うとともに、大気汚染防止対策に関する課題の解決に向けた研究を推進します。

【水環境の保全】

水環境の監視体制の整備

- 水質測定計画に基づき、公共用水域や地下水の常時監視を行います。

水質保全対策

- 水質汚濁については、工場・事業場の立入検査等により排水水質及び地下水汚染防止に係る施設構造等についての指導を行います。
- 計画的かつ効率的に污水处理施設を整備するため、福岡県污水处理構想（平成29（2017）年3月策定）に基づき、福岡県と市町村が連携して、地域の特性に応じた下水道や浄化槽などの污水处理施設の整備を促進します。
- 下水道が未整備又は整備が困難な地域における生活排水対策のため、県費補助制度により市町村が実施する計画的かつ効率的な浄化槽整備事業を支援します。
- 多自然工法の採用や透水性舗装の採用、森林整備等により自然が本来持つ浄化作用や水循環機能の回復を図ります。
- 県の保健環境研究所においては、定期的なモニタリング（環境測定）を行うとともに、水環境の保全に関する研究を推進します。

【土壌環境の保全】

土壌汚染対策法に基づく適切な管理

- 土壌汚染対策法などの制度に基づき、土壌汚染の状況を的確に把握するとともに、人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染による環境リスクを適切に管理します。

農用地の土壌汚染対策

- 鉱業活動（亜鉛製錬）に由来する農用地のカドミウム汚染については、客土等の汚染対策を継続実施するとともに、カドミウム汚染米の発生を抑制するため、湛水管理栽培を指導します。

【化学物質等による環境・健康影響対策】

PRTR法に基づく化学物質の適正管理

- PRTR法を適切に運用し、化学物質に関する情報の提供、排出量等の把握、公表を行います。

ダイオキシン類対策

- ダイオキシン類など有害性が明らかな化学物質等の環境・健康リスクを適切に管理するため、排出抑制や適正管理・処理を徹底します。

農業の安全使用対策

- 効率的に農薬を使用し、農作物の病害虫の発生状況を的確に把握し、防除適期などの情報を関係機関等に提供します。

【その他の生活環境の保全】

騒音・振動・悪臭対策

- 自動車交通騒音・振動や新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音については、管理者等への対策強化の要請などを行っていきます。
- 騒音・振動や悪臭については、対策の実施主体となる市町村の施策に資するよう、環境基準の達成率が低い路線の道路管理者に対し騒音対策の強化を要請するなど広域的な対策に取り組みます。

放射線

- 放射線については、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の規定により、国によるモニタリングが実施されています。また、県では、原子力規制委員会原子力規制庁の委託事業や交付金事業により県内9か所に固定型の放射線測定器（モニタリングポスト）を設置し、常時測定結果に基づき県民に対する的確な情報の提供に努めます。

花粉症対策

- 花粉症対策を考慮した花粉の少ない森林づくりを進めていきます。

地盤沈下

- 「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」対象地域において、地盤変動の状況を把握し、地盤沈下防止と地下水の保全に努めます。

重点的に推進するプロジェクト

後日追加

5 国際環境協力の推進



目指す姿

- アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。
- NPO や事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

現状・課題

◀福岡県の国際環境協力事業の相手先とその状況（地図）▶

◀福岡県の国際環境人材育成事業への参加者数の推移（表）▶

- アジア諸地域では、近年の著しい経済発展と都市化に伴う大気汚染や廃棄物などによる環境問題が一層深刻化しています。本県は、ベトナム・ハノイ市、中国・江蘇省、タイ・バンコク都及びタイ・中央政府と環境協力協定を締結し、福岡方式（**準好気性埋立方式**）による**廃棄物最終処分場**の整備や環境人材育成研修を実施しています。これらアジアの諸地域からは、これまでの本県の環境協力の実績を評価した上で、新たな課題を解決するためのより高度な環境改善技術、地域住民の意識啓発に関する支援が求められています。
- 平成5（1993）年度から九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）及び山口県の日本側4県と韓国南岸1市3道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）で日韓海峡沿岸環境技術交流事業を実施しています。

施策の方向

【環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進】

アジア諸地域との環境協力の推進

- 本県と環境協力協定を締結した地域等から環境施策の中核を担う行政官を招き、大気汚染や廃棄物処理などニーズに応じた研修を本県で実施することにより、人的ネットワークを充実強化します。また、環境協力事業を通じて蓄積した知見を活用し、大学や関係機関と協力しつつ、人材育成や環境技術の交流、環境教育の普及支援を行い、これらの地域の環境改善に貢献します。

- 一部機能が北九州市に移転した国の環境調査研修所を活用し、今後、本県や北九州市の特色を活かした国際環境研修等を国や関係機関と連携して実施するなど、アジアの環境人材育成に努めます。

【民間国際環境協力の促進】

県内環境関連企業の海外展開に対する支援

- 本県の先進的な環境技術を活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化するため、グリーンイノベーションの新たな創造をさらに推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開する「グリーンアジア国際戦略総合特区」を推進します。
- 福岡アジアビジネスセンターによるセミナーの開催や個別コンサルティング、福岡県海外事務所との連携による現地情報の提供や現地の商慣習等のアドバイスを通じて、環境関連企業を含む県内中小企業の海外展開を支援します。

国連ハビタット福岡本部との連携

- 本県が、福岡市や地元経済界とともに支援している国連ハビタット福岡本部は、アジア太平洋地域で居住環境等の改善事業を行い、国際環境協力を推進します。

重点的に推進するプロジェクト

後日追加

6 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進



目指す姿

- 事業者が環境配慮型商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人ひとりが、環境に配慮した商品を日常的に使用している経済・社会のグリーン化が進んだ社会。
- 環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革などグリーンイノベーションが進んだ社会。
- 環境負荷低減努力が利益に結び付き、環境関連産業が基幹産業の一つとなっている社会。

現状・課題

- **プラスチックごみ削減を県全体で進めていくため、取組みに関する方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定し、各主体（事業者、県民、行政）の取組みを促しています。**

《マイバッグキャンペーン参加店舗数の推移（表）》

- 持続可能な社会を構築するため、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選ぶ「グリーン購入」の促進が重要となっています。

県では、企業や消費者団体、行政等で構成される「九州グリーン購入ネットワーク」に参画し、グリーン購入の取組み拡大を目的としたセミナーの開催、地域のエコ商品の紹介、環境学習への支援や教材開発などの普及啓発活動を行っています。

また、県自ら「福岡県環境物品等調達方針」を作成し、全機関を挙げて環境に配慮した物品の購入に取り組んでいます。調達率100%を目標に掲げる19分類190品目については、令和元（2019）年度調達率99.9%を達成しており、今後も目標達成に向けて取り組んでいきます。

- 国内の環境産業の市場規模は、金融危機の影響により、平成21（2009）年に一時的に落ち込みましたが、長期的には拡大傾向にあります。市場規模の分野別では「地球温暖化対策分野」が規模の増加に寄与しています。雇用規模も、拡大傾向にあります。雇用規模の分野別では「廃棄物処理・資源有効利用分野」が最も大きく、市場規模と同様に「地球温暖化対策分野」の伸びが大きくなっています。

《国内の環境産業の市場規模の推移》

《国内の環境産業の雇用者数の推移》

- 本県には、低燃費車をはじめ生産プロセスを効率化する産業用ロボット、家電や鉄道など様々な機器の電力消費を抑えるパワー半導体等省エネルギー・省資源型の製品を生産する産業が集積しています。
- さらに、北九州市と大牟田市が国からエコタウン事業の承認を受けており、環境関連産業の集積基盤が整備されています。
北九州エコタウンには、家電や自動車、蛍光灯のリサイクルなど様々なリサイクル企業が立地するとともに、アジアをはじめとする国際的な環境技術・ビジネス拠点としての取組みが進められています。（平成29（2017）年3月時点で26企業が立地、27事業が展開）
大牟田エコタウンでは、大牟田リサイクル発電所がサーマルリサイクルを行っているほか、紙おむつやレアメタルなどのリサイクル関連産業が立地しています。（平成29（2017）年3月時点で15企業が立地）

| | 北九州市 | 大牟田市 |
|----------------|---|---|
| 承認年月 | 平成9（1997）年7月 | 平成10（1998）年7月 |
| 場 所 | 北九州市全域 | 健老町・新開町地区 |
| 特 色 | 西日本有数の港湾機能や鉄道・道路網が整備されていること、企業等に環境関連技術が蓄積されていることなどから、アジアを視野に入れた広域・国際的な環境産業拠点となることを目指している。 | 有明海沿岸道路や三池鉱の活用、環有明海地域との連携により、農業、水産業地域と石炭化学技術の融合を図ることで、主として生活密着型のリサイクル産業を推進している。 |
| 立地企業数（H29.3時点） | 26（27事業が展開） | 15 |

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターでは、産学官民によるリサイクル技術や社会システムの事業化を支援しており、図に示すように実用化事業による廃棄物の削減や経済効果が生み出されています。

《福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおける研究開発による廃棄物削減量及びその経済効果（グラフ）》

施策の方向

【経済・社会のグリーン化の推進】

環境配慮型ビジネススタイルの普及

- 「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」を策定し、生物多様性を保全するための配慮すべき視点などを明確に示し、県が実施する公共工事が、より生物多様性に配慮したものとなるよう、取組みを進めていきます。

- 調達や製造、運搬、販売、廃棄物処理など事業活動の各段階において、地球環境や物質循環、生物多様性などの視点から環境負荷の低減に取り組む企業を以下の施策により支援します。
 - ・ 電気やガス、自動車燃料使用量の削減などに取り組む事業所を「エコ事業所」として登録し、その活動を支援します。
 - ・ 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入するグリーン購入に関する普及啓発を進め、環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を促進します。
 - ・ 再生資源を原材料とし、一定の基準を満たす製品に対し、県が認定を行う建設資材対象の「福岡県リサイクル製品認定制度」及び生活関連用品対象の「福岡県産リサイクル製品認定制度」について、その利用を促進していきます。

環境配慮型ライフスタイルの普及

- 電気やガス、水道、ガソリン使用量などの削減に取り組む世帯を応援するエコファミリー応援事業やエコクッキング等を体験する3R探検隊、こどもエコクラブなど、県民参加型の事業を進めることにより、環境配慮型のライフスタイルの普及啓発を進めます。
- **事業者に対して、プラスチックごみ削減の取組みを行っている「ふくおかプラごみ削減協力店」への登録の呼びかけを行うとともに、「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施し、県民への意識啓発を図ります。**

環境負荷低減に寄与する産業の育成と環境関連産業の集積

- 北九州市及び大牟田市のエコタウンにおいて、それぞれの地域の持つポテンシャルを活かした、環境・リサイクル産業の集積を支援します。
- 本県の先進的な環境技術を活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化するため、グリーンイノベーションの新たな創造をさらに推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開する「グリーンアジア国際戦略総合特区」を推進します。（再掲）
- エネルギー効率が高く、消費電力を抑えることができる有機ELを普及するため、九州大学で開発され世界から注目を集める新たな有機EL材料の実用化支援や県内企業の参入促進に取り組めます。
- 低利の融資制度等の財政上の支援策制度により県内事業者の環境保全施設設備の導入を促進します。（再掲）
- エネルギーに関する製品、技術等を紹介する展示会の開催を通じてビジネスチャンスを拡大することにより、新たなエネルギー関連産業を育成・支援します。
- **脱炭素社会の実現に向け、成長が期待される風力発電産業の参入、集積を促進します。**

- 水素エネルギー分野については、燃料電池自動車や家庭用燃料電池の普及を促進するとともに、水素・燃料電池の新たな用途拡大を図ることによって関連産業の市場を形成し、県内企業の当分野への参入を進めます。また、再生可能エネルギー由来の水素が利活用される社会の早期実現に向けた取組みを推進します。

環境に配慮した農林水産業の振興

- 農業分野においては、農薬の適正使用や減農薬・減化学肥料栽培、バイオマスの活用など環境に配慮した農業を推進するとともに、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入により、農業生産現場におけるエネルギー自給率の向上を図ります。
- 林業分野においては、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に向けて、健全な森林づくりを推進します。
- 漁業分野においては、省エネルギー型の漁業を普及拡大することにより、経営の低コスト化・環境負荷低減を図るとともに、資源管理型漁業等により、生態系に配慮した持続可能な漁業を推進します。
- 農山漁村の豊富な資源をバイオマス発電や小水力発電等の再生可能エネルギーとして活用し、農林漁業経営の改善や地域への利益還元を進め、農山漁村の活性化を図ります。

税制のグリーン化

- 森林を健全な状態で次世代へ引き継ぐため、**福岡県森林環境税**を活用し、**荒廃森林の再生や森林の荒廃の未然防止**、県民参加による森林づくり活動などを推進します。
- 産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税する産業廃棄物税を活用し、循環型社会の構築に向けた取組みを推進します。
- 不動産取得税を免除することにより、グリーンアジア国際戦略総合特区において事業を行う企業を支援します。
- 自動車環境対策として、環境負荷の大きな自動車の税率を重くし、一方で環境負荷の小さな自動車の税率を軽くする、自動車税のグリーン化の取組みを推進します。

【グリーンイノベーションの推進】

県試験研究機関を活用した環境関連技術実用化の推進

- 県試験研究機関である保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場及び水産海洋技術センターと事業者等との連携体制を強化し、環境関連技術の実用化を促進し、更なる環境負荷の低減を図ります。

事業者における技術開発の支援

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいては、廃棄物の特性に応じた、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発を推進するとともに、北九州、大牟田のエコタウンと連携して、研究開発支援や研究成果を活用した**事業化**を進めます。また、企業連携による研究開発を促進するため、企業間のネットワークづくりに取り組みます。
- 地域産業・経済の活性化に貢献する、新規性・創造性に富んだ水素エネルギー関連製品の開発支援を進めます。

重点的に推進するプロジェクト

後日追加

7 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり



目指す姿

- 県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。
- 個々に行われていた環境教育・環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組みのネットワークが拡大した社会。
- ニーズに応じた環境関連情報が行き渡り、各主体が積極的に地域課題解決に向け連携している社会。
- 経済・社会活動が「環境」をキーワードにして動き、豊かな環境を持続的に利用できている**社会**

現状・課題

- 地域づくり・人づくりは、**脱炭素社会への移行**、循環型社会の推進、自然共生社会の推進等環境に関する様々な課題を解決し、持続可能な社会を実現していくための分野横断的な施策です。
- 持続可能な社会を実現するためには、環境教育を通じて、地域の課題について考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりとそれらの行動を地域に根差したものにしていく地域づくりが必要です。
- 環境問題は社会や経済と密接なつながりを持っており、環境教育や環境保全活動に、社会や経済との関わりを盛り込むことが必要です。
- 教育基本法では、教育の目標の一つとして、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」を規定しており、環境教育の推進は大変重要です。
- 「持続可能な開発のための教育」（ESD）の推進は、平成 27（2015）年に国連サミットにおいて採択された SDGs（持続可能な開発目標）においても、「質の高い教育をみんなに」というゴールのターゲットの一つとして設定されています。
- 平成 24（2012）年に施行された「消費者教育の推進に関する法律」において、環境教育に関する施策との有機的な連携を図る配慮が求められています。
- 国及び県では、「環境の日」（6月5日）がある6月を「環境月間」としています。環境月間に合わせて啓発活動を実施し、環境保全の意識啓発を図っています。

◀環境月間認知度の推移（グラフ）▶

- 効果的な地域づくり・人づくりを進めるためには、県民、NPO、事業者、行政等がそれぞれの情報やネットワークを持ち寄り、連携をより一層強化し、社会全体として推進していくことが望まれます。
- 本県では、事業者、県民、NPO等が主体的に地域の課題解決に参加する機運を高めていくため、NPO等の活動基盤強化、NPO等と事業者・行政との協働の推進に取り組んでいます。

- 国の環境基本計画で示された「地域循環共生圏」は、地域ごとに様々な資源を循環させるとともに、必要に応じて他の地域とつながり、支え合うことで、持続可能な地域づくりを目指す考えです。

本県においても、地域循環共生圏構築に向けた取り組みが進んでいます。

| | |
|---------------------------|---|
| みやまスマートエネルギー | エネルギーの地産地消による地域経済の活性化、地域雇用の創出等を目的として、民間企業との合同出資により「みやまスマートエネルギー(株)」を設立し、自治体主導の地域新電力では日本で初めて家庭向けの電力小売りサービスを提供しています。 |
| 福岡県南筑後地域におけるプラスチックのリサイクル | 南筑後地域（筑後市、八女市、柳川市、大川市、みやま市、大木町、広川町）では、焼却ごみを大幅に削減するため、焼却ごみの容積の半分を占め、焼却時の温室効果ガス排出量が大きいプラスチックの分別・リサイクルに取り組んでいます。 容器包装プラスチックは、選別・パール化して容包装リサイクル協会に引き渡すほか、それ以外のプラスチックは再生油に戻して地域のポイラー燃料として利用しています。 |
| 宗像国際環境会議実行委員会の「海の鎮守の森」の再生 | 平成29年7月に「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」がユネスコ世界文化遺産に登録されたことを契機に、豊かな海の象徴である「海の鎮守の森」の再生のため、企業等と連携し、継続的な環境改善プログラムの実施や事業の継続的活動を進めていくための資金獲得の仕組みづくりに取り組んでいます。 |

- 県民、事業者及び行政が一体となって福岡県の望ましい環境を創出し、地域における環境の取り組みを通じて地球環境の保全に貢献するため、福岡県環境県民会議を設置しています。
- 平成25（2013）年度から、県の各保健福祉環境事務所が、管内の市町村や地域の地球温暖化防止活動推進員、NPO等と連携して地域環境協議会を設置し、地域の特性に合わせた環境保全事業を行っています。
- 平成28（2016）年度は、県内で86クラブ、2,682名の子どもたちが、こどもエコクラブに登録し、自主的な環境保全活動を行っています。登録者数は近年増加傾向にあります。

◀こどもエコクラブ登録者数の推移（グラフ）▶

- 本県におけるNPO法人数は、令和2（2020）年3月末現在で、1,732法人であり、多様な社会貢献活動を行っています。

◀福岡県のNPO法人の推移（グラフ）▶

施策の方向

【地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進】

県民、NPO、事業者等の各主体が行う自主的な取り組みへの支援

- 県及び市町村は、地域における取り組みが継続したものとなるよう、地域で活動する様々な団体との連携に努め、新たな担い手の育成、地域の魅力向上等に向けた地域の活力を強化します。
- 農山村民泊や農業を体験する「朝倉グリーンツーリズム」、筑後地域の豊かな自然、文化、歴史などを学ぶ「ちくご子どもキャンパス」などに取り組み、地域住民やNPO、地域づくり団体、大学、事業者などが連携した魅力ある地域づくり・人づくりを推進します。

各主体の情報提供や連携等のネットワーク構築

- 持続可能で、暮らしやすい地域を形成するため、家庭や学校・地域、職場等あらゆる場所で、あらゆる主体がいつでも環境教育・環境学習、環境保全活動に取り組めるよう、情報・ツール・人材・機会等の提供に努めます。
- NPOや事業者、行政等様々な立場の主体が情報交換を行い、相互の理解を深めるとともに、マッチングの場を設けることで、協働を促進します。

持続可能な地域づくりの推進

- 脱炭素、循環、自然共生の統合的アプローチに基づき、地域の循環資源を中心に、再生可能資源、ストック資源の活用、森・里・川・海が生み出す自然的なつながり、資源循環や人口交流等による経済的なつながりを深めていく地域循環共生圏の考え方を踏まえ、それぞれの地域の特性を活かした持続可能な地域づくりを推進します。

環境に関する観光ブランドの推進

- 豊かな自然に恵まれ、環境問題に長年の経験と技術を持つ、北九州市や大牟田市と連携して、環境に焦点を当てた観光ブランドの推進に取り組めます。

【環境を考えて行動する人づくりの推進】

「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

- 「一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」であるESDの視点を取り入れ、環境と社会や経済との関わりを盛り込んだ環境教育を推進していきます。
- 地域における高齢化・過疎化などの様々な課題を意識しながら、ごみ問題や身近な自然の保全等について、NPO等や事業者、行政等の既存の

活動を活かし、各主体の課題解決と持続可能な社会づくりのための取り組みを推進します。

- 環境に配慮した生活・事業活動を浸透させるため、学校や地域、職場等における環境教育・環境学習を推進し、ライフスタイル・事業活動の転換を促進します。
- 幼稚園、小・中学校、高校等の学校現場や社会教育現場において、自主的に学習が可能なワークシートや環境教育副読本を活用するなど、身近な環境との関わりや、環境に関する現代社会の諸課題について学習する機会を充実します。
- 県内の社会教育施設において、関係団体と連携し、環境保全や環境再生、環境ボランティア養成など様々な研修の機会を提供することにより、社会教育の場における環境教育の充実に努めます。

人づくりを支える拠点・場の整備

- 福岡県環境県民会議の活用等により、県民、事業者及び行政が一体となって地域における環境の取り組みを広げ、豊かな環境の保全・創出に貢献していきます。
- こどもエコクラブ事業や青少年アンビシャス運動を通じて、子どもたちが地域の中で自主的に取り組む環境学習・保全活動や自然体験活動を広げていきます。
- 九州自然歩道の整備等、県民が自然と触れ合える環境づくりを行い、自然観察会などによる活用を促すなどして、県民の生物多様性への関心と理解を深める機会の創出に努めます。

人づくりを支える人材・機会等の提供

- 「ふくおか環境マイスター」や「3Rの達人」の派遣など、環境教育に係る人材を派遣する制度を活用し、地域や学校における環境教育の推進を図ります。
- 省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促すため、省エネに取り組む家庭や事業所を支援する「エコファミリー応援事業」、「エコ事業所応援事業」などの施策に取り組みます。
- 懇談会や懇親会時の食べ残しを減らす「食べ残しを無くそう30・10運動」や「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」など、ごみの減量化に向けた普及啓発活動を進めていきます。
- 生活排水や水生生物に係る啓発資材の作成・配布や児童生徒への環境教育など、水辺環境保全への意識を高めるための取り組みを推進します。

重点的に推進するプロジェクト

後日追加

第4章 推進体制・進行管理

1 推進体制

福岡県における総合的な計画推進

P D C A サイクルによる継続的な改善を図るため、庁内協議機関である「福岡県環境対策協議会」（会長：副知事、委員：各部長及び教育長）を活用し、全庁的な進捗状況・問題点等の共有を行い、計画の推進を図るとともに、必要に応じて施策の見直し・強化等を検討します。

県民や事業者、行政など各主体との連携による計画推進

県民団体や事業者団体、行政が参加する「福岡県環境県民会議」を活用し、各主体の活動テーマに反映させ、県民・事業者・行政が一体となって計画の推進を図ります。

地域連携による計画推進

県の各保健福祉環境事務所に設置されている「地域環境協議会」を活用し、地域が一体となって計画の推進を図ります。

また、県内の市町村等と連携した取組み、本環境総合ビジョンや環境に関する情報発信、コミュニケーションを積極的に実施し、地域における計画の推進を図ります。

広域連携による計画推進

大気汚染物質の移流や海岸漂着物対策など、県境や国境を越えた環境問題に対処するため、隣接する佐賀県や熊本県、大分県をはじめとした九州内各県その他関係自治体や他国自治体との連携、国への働きかけ等を行い、計画の推進を図ります。

2 進行管理

進捗状況の点検及び公表

指標の動向やその要因、施策の実施状況調査、更に環境に関する県民意識調査を実施するなどにより点検を行い、計画の進捗状況について取りまとめ、福岡県環境対策協議会及び福岡県環境審議会に報告するとともに、環境白書により報告します。

環境の状況変化に応じた計画の見直し等

環境の状況変化、国内外の環境施策の動向や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行います。